



税金

令和6年6月から始まった  
**定額減税とは？**

確認しておきましょう



# 定額減税が始まりました！

定額減税が令和6年6月1日から  
始まりました。

物価高で苦しむ国民の負担を  
すみやかに軽減すべく、  
今年度の税制改正で創設された

 1年限りの制度です。

今回は、定額減税について  
解説します

# 対象になる方

定額減税を受けることができる方は、  
次の条件に該当する方です。

- **令和6年分の所得税の納税者**である方  
(居住者に限ります)
- **令和6年分の所得税に係る  
合計所得金額が1,805万円以下**である方

(注) 合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる方についても、6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除されます。  
この場合、年末調整又は確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われます。

# 減税額

令和6年分の**所得税**と**個人住民税**を対象に、  
減税が実施されます。

	対象者	減税額
所得税	本人	3万円
	同一生計配偶者 (納税義務者と生計を一、かつ、合計所得金額48万円以下)	3万円
	扶養親族	3万円/人
個人住民税	本人	1万円
	控除対象配偶者 (同一生計配偶者のうち、納税者の前年の合計所得金額が1,000万円以下)	1万円
	扶養親族	1万円/人
	控除対象配偶者を除く同一生計配偶者	1万円 ※令和7年度分の 所得割の額から控除

# 減税額

4人家族なら減税額はいくら...？



所得税

$3\text{万円} \times 4\text{人} = 12\text{万円}$

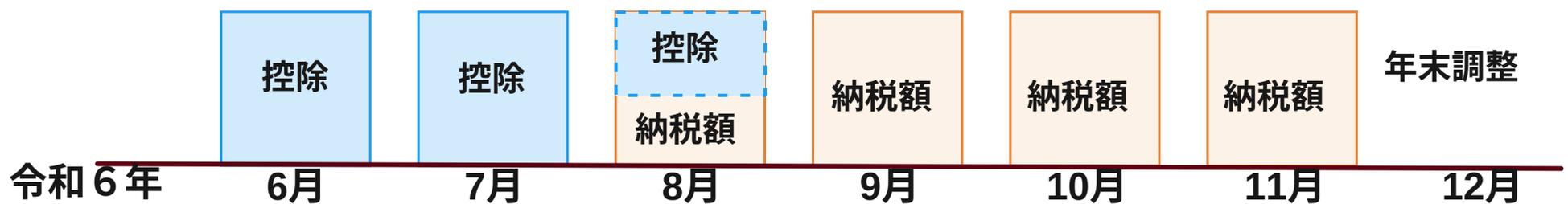
住民税

$1\text{万円} \times 4\text{人} = 4\text{万円}$

# 減税方法

## .....所得税.....

給与所得者の方は、**扶養控除等申告書**を提出している勤務先で支払われる給与等の源泉徴収税額から**定額減税額**が控除されます。



令和6年6月の給与や賞与の源泉徴収分から順次控除し、控除しきれない場合は年末調整で控除します。

# 減税方法

## 個人住民税

給与所得者の方は、令和6年6月分は徴収されず、  
定額減税「後」の税額が令和6年7月分～  
令和7年5月分の11か月で徴収されます。



減税しきれない場合は、  
給付金が支給される予定です！

## 定額減税の確認を！

定額減税は年収や家族構成によって  
減税される金額や期間が変わります。

低所得者ほど、  
扶養親族が多いほど、  
税負担の軽減効果が大きい制度です。

扶養親族の申告漏れがないか  
確認しておきましょう！



# 『オンライン個別相談』受付中!

こんな子育てのお悩みがあるママさんは是非

- ・「言うことを聞いてくれなくて、イライラ…!」
- ・「自分のしつけ方に自信が持てない…」
- ・子どもの個性・才能が知りたい!
- ・子どもの教育費一体いくらかかるんだろう…
- ・将来のお金、色々対策しているけどこのままでいいのか、不安…。

✉️ご相談やお問い合わせはDMまで✉️



子育て診断士/FP 妙中祥悟

大阪府富田林市出身 40歳

小学4年生の息子がいる、現役子育てパパ👨

子育て世帯を応援する子育て診断士/FPとして、  
子どもの個性に合った子育て法と才能の伸ばし方、知らないと損をする賢い  
お金の備え方についてお伝えしています!

このinstagramでは、..

👩🏻‍👦子育て世帯👩🏻‍👦が知りたい『子育て』と『お金』の情報を発信しています✉️